

財務省第9入札等監視委員会
平成19年度第3回定例会議議事概要

開催日及び場所	平成20年6月30日(月) 大阪国税局第7会議室	
委員	委員 尾崎 雅俊 (辰野・尾崎・藤井法律事務所・弁護士) 委員 久保 宏之 (関西大学大学院法務研究科 教授) 委員 松川 正毅 (大阪大学大学院高等司法研究科 教授)	
審議対象期間	平成20年1月1日(火) ~ 平成20年3月31日(月)	
抽出案件	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	1件	契約件名: 公務員宿舍伏見住宅(仮称)整備事業 契約相手方: 伏見住宅PFI株式会社 契約金額: 2,904,501,367円 契約締結日: 20年3月31日 担当部局: 近畿財務局
随意契約(公共工事)	一件	
競争入札(物品役務等)	2件	契約件名: 電子住宅地図データO A-TOWN II 7式の購入 契約相手方: 株式会社ゼンリン官公庁営業部 契約金額: 8,085,000円 契約締結日: 20年2月22日 担当部局: 神戸税関 ----- 契約件名: 高圧洗浄機の購入 契約相手方: 株式会社二村商店 契約金額: 6,650,910円 契約締結日: 20年2月22日 担当部局: 大阪国税局
随意契約(物品役務等)	1件	契約件名: 関西空港旅客ターミナルビル維持管理に関する協定 (管理費及び空調費) 契約相手方: 関西国際空港株式会社 契約金額: 1,029,071,404円 契約締結日: 19年4月2日 担当部局: 大阪税関
応札(応募)業者数1者 関連	3件	競争入札(公共工事)、競争入札(物品役務等)に同じ
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	下記のとおり	
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p data-bbox="215 241 742 280">「公務員宿舎伏見住宅（仮称）整備事業」</p> <p data-bbox="215 286 667 324">契約相手方：伏見住宅 PFI 株式会社</p> <p data-bbox="215 331 603 369">契約金額：2,904,501,367 円</p> <p data-bbox="215 376 571 414">契約締結日：20 年 3 月 31 日</p> <p data-bbox="215 421 523 459">担当部局：近畿財務局</p> <p data-bbox="215 510 829 627">当初 2 者が応札していて 1 者が辞退したその経緯というか、要因について、何か推測していること、あるいは聞いていることはあるのか。</p> <p data-bbox="215 772 829 929">集約化という説明があったが、そうすると、27 年度には、最終的にかなり減っていくということか。周辺の地域のもの廃止していき、ここに集約するという意味にとらえてよいか。</p> <p data-bbox="215 1120 829 1456">いい加減なものを建設されても困るとか、色々な要因で、競争参加資格をかなり厳しくしているようだが、一般的に言われる規制緩和とかということ考えると、例えば条件を緩めて、もう少し入札面での競争を促すというような、これは 1 部局だけでどうこうできる問題ではないのかもしれないけれども、そのようなことは考えられないのか。</p> <p data-bbox="215 2004 829 2116">入札時のタイミング的な要素もあったということで、通常であれば、潜在的にはもっと応札する業者も多かったということか。</p>	<p data-bbox="861 510 1476 705">第 1 回目で辞退した 1 者が第 2 回には応札してきた。1 回目になぜを辞退したかということについて、詳細な理由は把握できていないが、2 回目に参加してきたときと何が違っていたかという、建設を担当する業者が違っていた。</p> <p data-bbox="861 772 1476 1064">これは 18 年 9 月 1 日現在であるが、203 箇所住宅があり、これを 27 年度までに 75 箇所にする計画である。この中で 128 箇所を廃止することにより、処分可能な土地を 46.6 ヘクタール捻出するということになる。集約化する宿舎は 11 箇所プラス 1 で、この 12 箇所に、全部で 5,199 戸の住宅を建設する計画である。</p> <p data-bbox="861 1120 1476 1411">今回の入札では、指名停止を受けている業者が非常に多く、私どもが公募を行ったときには、ほとんどの業者が入札指名停止になっていて、長いところでは 24 か月の指名停止になったということもあり、A ランクの業者というのは、数社程度しかなかったと思う。そういった状況の中での入札であったことをご理解願いたい。</p> <p data-bbox="861 1422 1476 1635">もう 1 点申し上げますと、レイアウト、配棟など、各種調査を行う必要から、業者側が参加の準備に要する期間が約 3 か月必要なようであり、指名停止が解除されたからすぐに入札に参加できるということではない。</p> <p data-bbox="861 1646 1476 1937">さらに、こういったコンペに参加するには多額の投下経費がかかる。また、地方公共団体の規制であるとか、いわゆる進入路、地元、そういったものの事前調査の期間というのが必要である。こういった要件もあり、必ずしも入札参加資格が厳しいから参加がなかったというわけではないと思っている。</p> <p data-bbox="861 2004 1476 2072">潜在的にはもっと応札する業者も多かったであろうと考えている。</p>

192戸というのは、各住戸という意味か。

そうすると、最近の高層マンションということ
を考えると、戸数はかなり少ないということか。

入札を延期することはできなかったのか。

「電子住宅地図データO A-TOWNⅡ7式の 購入」

契約相手方：株式会社ゼンリン官公庁営業部

契約金額：8,085,000円

契約締結日：20年2月22日

担当部局：神戸税関

事実上、ゼンリンしか業務はできないというこ
となのか。

他の業者が買い取って、それを転売するという
ような方式も、書籍に類するようなものだったら
あるのではないか。

使用頻度が非常に高いとあるが、どの程度の頻
度で使っているのか。輸出入業者、あるいは居
住者の会社名などを確認できることが非常に重
要なことなのか。

いろんな部署で使われているということだが、
例えば、大学などでも、ソフトを購入するような
場合は、いろんな場所で使うということになる

そうである。単身用と世帯用もある。

事業地選定を行った時点では6階建ての予定
であったが、府の高さ制限規制により、5階とな
るとぎりぎり確保できる戸数である。

本件は政府調達案件であり、一定の公告期間を
おこななければならないため、相当の期間を要する
こととなり、単に入札期限は延期できない。

聞いたところでは、ほかの業者でも納入はでき
るようである。

ただし、結局、発行者から買い取って再販すれ
ば、当然中間マージンがかかって高くなるため、
価格的に勝ち目はないということのようである。

あるいは、同様のソフトウェアを別会社が提供
できるようになれば、ある程度競争原理が働くよ
うにできる可能性はあるが、調達に当たって同様
のソフトウェアがないかということで調査をし
たが、調達の時点では、なかったということであ
る。

これは7式調達しており、1つの部署ではなく
複数の部署で使用しており、密輸情報などを扱う
ところについては、事件があるとか情報の量によ
って、多少波があるだろうと思うが、通常の間
情報に基づいて、いろいろ調査をするというよう
なところは日常的に使用しているというふうに
聞いている。

1つのデータベースを共有しているという形
ではないので、7箇所でしか使えない。

と、アカウントの数でいろいろ値段が変わってくるというようなことがあるけれども、この場合は、どこでも使っているというような、そういうものなのか。

個別にソフトを使う。その7箇所を使っているということで、一番重要な点というか、業務に必須であるというのは、名前が入っているところということなのか。

最近では、グーグルなどで、地図は手に入るし、それを見ても、確かに名前まではわからないので、それから形状とかある程度目星をつけて、これは何かその業者にしては変だなというようなことからやっている、確かに時間もかかる。

この間、秋葉原でああいう事件があり、すぐに政府の方で通報システムを作るというような話が出てきた。それで、すぐにソフトに何億円が必要とかそういう話が出てきたが、翌日ぐらいには素人がそういうソフトをただで作ったというような話があった。もちろん精度とか、いろんな問題があると思うけれども、どういうふうに情報を受託業者は集めているのか、まさしく名前まで確認して、集めているということだと思うが。

予定価格は公表しているのか。

後で、価格交渉、いわゆる値切る交渉とかというのは、契約の過程においてできるのか。

ソフト1本だけだったら、この金額にはならないというふうに聞いているが、仮にこれが随意契約であるとすれば、さらに値切れたかもしれないというような可能性はあったのか。1者しかないので、先方の言い値になっているような感じがしなくもないのだが。

最近、電子地図というのは、多分他のメーカーで地図そのものはあると思うが、やはり名前までというのは、今、説明があったように、もし各戸に訪問するような形だと、かなりコストがかかるため、そもそもそういうものに参入する企業が出てきにくいということと思う。

そうである。

訪問して集めているのではないかと思う。一部は、マンションなんかで入り込めないところは、不明となっている。

これは公表してない。

価格競争で入札をした後に値切ることはいないので、その価格で契約することとなる。

随意契約だったら、もっと割引が出来た可能性はあるかもしれない。

地図データを検索するソフトの金額はあまり高くない、数十万位であるが、今回の調達したデータの方がかなり高いというふうに聞いている。

受託業者が発行している本の地図では、例えば大阪府と兵庫県、全部で140冊ぐらいになると思うが、大体1冊が5,000円位から2万円位の金額

「高圧洗浄機の購入」

契約相手方：株式会社二村商店

契約金額：6,650,910円

契約締結日：20年2月22日

担当部局：大阪国税局

応札業者が一者であったという結果の要因として、ということが推測されるのか。

価格の積算におけるスケールメリットの予測が見込んだとおりにということなのか。

であるが、1冊を平均1万円とすれば、基本的には140万円位になってしまうので、そこから考えれば、コスト的には安価で購入していると考えている。

私どもの方で、等級のランクを下げて間口を広くしたというところと、対象製品が複数以上あるというところで、仕様書を持ち帰った業者、いわゆる入札に関心を示した業者は4者あった。その中で、結果的に応札者が1者であったので、別の機会に、残りの3者に情報収集を兼ねて話を聞いたところ、まずA社は、入札に参加しなかったが、調達台数が多くて納期に間に合わない可能性があったので、入札に参加しなかったということであった。

B社については、B社の取引先の卸売業者に問い合わせをしたところ、この仕様に合致する商品の取り扱いがないので、商品確保が困難であったためと回答を受けている。

従来、私どもとしても、落札者の調達のスケジュール等々を考えて、製造を伴う場合などについては、過去の経験則から納期のおおむね1か月半とか2か月前の余裕を持った開札日を設定しており、また、物品の購入に当たっては、納期のおおむね1か月前に開札日を設定している。

当該案件についても、物品の購入ということで、納期のおおむね1か月前に開札日を設定しているが、先ほど申し上げたように、A社の回答で、もう少し期間があったらというような話があったので、海外製品、希少商品などの場合には、もう少し余裕を持たせた日程を考慮するような配慮が必要であったのかもしれないと考えている。

インターネット上で調査した割引率は、最大で27%であり、それにどれだけスケールメリットを乗せるのかという部分と、業者で仕入れと売り値のいわゆる自社における利益をどこまで見るか

今回の落札業者は、少し特殊な業務用など、専門に扱っている業者なのか。

「関西空港旅客ターミナルビル維持管理に関する協定（管理費及び空調費）」

契約相手方：関西国際空港株式会社

契約金額：1,029,071,404円

契約締結日：19年4月2日

担当部局：大阪税関

管理費、空調費の単価が出ているけれども、同種の施設というのはどのくらいあるのか。比較の対象がどうなのかわからないけれども、この位の作業をしたときの管理費、空調費の単価としてこれが適正なのか。

先ほど、適正かどうかを確認されているというふうに言われたが、この場所での必要な作業量から算出するアプローチと、他の空港とか、あるいは他の施設などではどの位の費用で、例えば競争が成り立つようなところではどの位の単価でやっているのかといったことの比較ということもあると思うが、どういった検討をされているのか。

というところがたまたま一致したと考えている。

一方で、今回、納品された製品のほうが定価は高いので、それからいくと、割引率が34.5%程度の計算になっており、業者もよく努力をしたところではあると思う。先ほど申しましたように、希少商品、海外商品ですので、それだけの利益幅が見込めたのか否かというのは、これは私どもわかりませんので、落札額と近かったという評価をしている。

いろいろな物品について扱っており、専門というわけではない。

国際空港の建設・運営に関して、平成6年以前はすべて航空局で空港整備特別会計でやってきた。それが平成6年の関空にあっては、民活で行う初めての試みであったわけだが、通常なら電気などを使って行う空調などについて、コージェネレーションシステムを使って発電した熱量などを使って賄っていくという設備を敷設してきた。

今新しいところで中部国際空港や成田空港も民活系で、比較対象にする空港ということになるけれども、機械設備自体も全く違うため、比較はできていない。

基本的にはその空気調和をするための設備機器の容量に一体どれ位の熱量が要するのか、この空港はどれぐらいの時間、運営していくのかということを中心に、熱供給会社などが、有識者などの中で検討し、算出した額を、我々に対して提示いただきそれを面積で割ったらこれぐらいになるというのが空港開港前の検討であった。

当然のことながら14年経た今でも、現実にはその金額を大まかではあるけれども、この空気調和設備に幾らかかるのか、地盤沈下に対応する構造であるジャッキアップシステムという特殊な

具体的な値上げの申し出は、今まではなかったわけか。

要するに、空港側が負担して、我々の支払う空港施設利用料に転嫁されている。もちろん、受益者負担だからそれでいいのかもしれないけれど。しかし、これから、半永久的にということであるということなのか。

すると、先ほど言っていた一律ということでもないのかもしれない。

設備、こういったものに幾らかかったのかということを出してもらっている。

18年では、空港に約4億8,400万円位はこの設備に要している。そうすると、それぞれのすべての面積で案分していくと、1㎡当たり約2,350円位かかるということであった。

空港側がそういった維持費を支払っているわけだが、官の設備部分もそんな変動があるわけではないので、当初の協定を維持したままで変更することなくやっている。

空港側からは、改定の要望はあるが、やはり税関としても、これだけの施設、1,300人程度の税関の中で10億円という予算が必要になってくるということは、当然開港当初から非常に問題とされたことで、これ以上、引き上げることはどうしてもできないという現状である。

今、現状はそうである。ただし、空港入居者のメインは航空会社であるが、航空会社以外にも宅配業者等が入ってこられているので、新規が参入してくるときには、上乘せされているかもしれない。

当初から、空港との間では、こういった協定で現在まで維持しているというのが現状であって、今後どのような形でされるかというのは、空港側の方も、それで赤字になるということであれば、今後検討されていくであろうというところである。

基本的には一律と聞いている。

もともと官庁の部分は施設は官の部分として作っており、土地はすべて空港所有である。要するに、国、地方公共団体、そういった地元公共団体が出資しているわけであるが、地盤はすべて空港所有で、建物自体はそれぞれ民と官が入り混ざった状態である。

また、民が入居している施設については、基本的には空港側の所有・管理施設になる。

このため、官に関しては、土地自体は案分して土地借料を払っているけれど、施設自体は官の施設なので建物借料は不要となる。民の方は建物借料も当然支払わなければならないし、土地借料の一部分も払わなければならない。そして、管理費

空港側も、あまり旅客が増えないとか、いろいろあるみたいであるし、もちろん国のほうも財政的にかなり負担がある。将来的にそれを低減させていくようなことは、何か考えているのか。

の部分も支払わなければならないと聞いている。

我々入居者の1人としては、当然、どうすれば経済的なことが考えられるのかということはあるが、平成6年開港時の経緯では、国も同じように同意しているので、ここの敷設した設備についてはやはり協力していかなければならない。

なお、これを更新していく時期には、二酸化炭素対策などもあるけれど、コージェネレーションのみならず、やはり電気を使うほうが効率がいいということであれば、空港側へ申し入れるなど、担当者間ではその検討も現在行っている。

ただし、敷設された設備を変えていくということになると、これまで同意したことを全く無視はできない、そういった部分を良い方向に改善するという方針で、協議がもっともっと必要だろうと考えている。